

令和5年度 高津区学校流域プロジェクト等推進業務委託 仕様書

この仕様書は、企画提案用に発注者が想定している内容を示したものです。
最終的な仕様書は受託者決定後、その企画提案内容を考慮し、川崎市が作成します。

1 委託業務名

高津区学校流域プロジェクト等推進業務委託

2 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

区内市立小学校 ほか

4 業務目的

「エコシティたかつ」の実現に向けた目標と具体的な行動計画を示した「エコシティたかつ」推進方針における中期的なプロジェクトの中核に位置付けている「学校流域プロジェクト」、「たかつの自然の賑わいづくり事業」等を推進するため、各プロジェクトの支援を行い、学校ビオトープ等を活用した環境学習支援や緑ヶ丘霊園内谷戸の維持・管理等を実施する。

これらの事業を通じて、本市脱炭素戦略に基づく気候変動緩和策の取組を進めるとともに、気候変化による浸水被害や土砂災害等への区民の防災意識を高めるため、流域治水の保水貢献や浸水被害の認識共有など、気候変動適応策の深化及び重点化を進める。

5 業務内容

(1) 学校流域プロジェクトの推進

下記の事業を区内小学校や区内施設に対して計5回程度実施する

ア 流域思考に沿った環境学習支援（5回程度）

流域治水の保水貢献を通じた環境学習支援の実施を行う。また、区内施設やイベント会場等において、流域治水ガーデンの整備作業や「緑の里親」実施に向けた里親募集・啓発を行う（計5回程度）。なお、実施にあたっては、各施設と実施日程調整を行い、作業内容等について施設側との事前打ち合わせ及び調整を行うこと。

※緑の里親について

緑ヶ丘霊園内の湧水地付近で区民協働により整備を進めているレインガーデンを、

地域住民や墓参者の散歩道として令和6年度に一般公開を予定している。公開に向け、市制100周年や全国都市緑化かわさきフェアに向けて区民のふるさと意識の醸成や環境学習に寄与する取り組みとして、霊園内に自生する希少在来植物を区内企業や小学校等で育成し、レインガーデンに戻す「緑の里親」を実施する。

- イ 環境・防災意識の普及啓発に係るコンテンツを活用した環境学習支援（1回程度）
環境・防災意識の普及啓発に向けて、流域思考に基づく3次元データ採集のワークショップを行い、提供を受けた文章や写真を活用した映像コンテンツを作成し、学校を対象に環境・防災意識の普及啓発活動を行う。

（2）たかつの自然の賑わいづくり事業の推進

ア 「たかつ水と緑の探検隊」の実施

緑ヶ丘霊園内の谷戸において、「たかつ水と緑の探検隊」として谷戸内で市民協働による植生や生きもの調査、間伐体験などの手入れ作業を実施する（1回程度）。また、実施に向けて間伐など保水力向上のための作業を行う（1日程度）。さらに、作業にあたっては、事前に現地踏査（2日程度）を行い、作業計画を作成する。

イ 準希少植物の緑ヶ丘霊園への返還

区内で発見され、「エコシティたかつ」推進事業を通じて域外保全してきた準希少植物を霊園内に戻すための移植作業及び適正に管理するための作業を実施する。

（3）看板、マップ、ちらし等周知ツールの作成

緑ヶ丘霊園内における本事業の各種取組を紹介する流域治水ガイドマップの作成を行う（詳細別紙）。また、湧水地付近に案内看板を設置するにあたり、記載する内容について適切な助言や資料提供を行う。

さらに、「緑の里親」に関するちらし（詳細別紙）を作成する。

（4）報告書の作成

受託者は、業務の成果として、業務の各項目について取りまとめたうえ報告書を作成するものとする。

6 成果品

- （1）報告書（データ） 1式
- （2）事業推進にあたり収集・整理したデータ、報告書等
（電子データで納品） 1式

(3) 流域治水ガイドマップ

仕上がり	A3判 両面印刷 二つ折り
部数	合計1,000部 ※500部ずつ梱包して納品すること
紙質	上質紙90kg
色	オールカラー
電子データ	編集が可能なファイル形式による印刷用データ(画質を維持したもの)及び、WEB公開用のPDF形式・GIF形式のデータ(サイズを下げたもの)一式

(4) 「緑の里親」に関するちらし

仕上がり	A4判 両面印刷
部数	合計1,000部 ※500部ずつ梱包して納品すること
紙質	上質紙90kg
色	オールカラー

7 その他

- (1) 本仕様に定めのない事項については、本市と受託事業者とで協議して決定することとする。
- (2) 契約後、発注者と協議の上、作業工程スケジュール及びデザインを作成すること。
- (3) 校正は3回以上(色校正1回以上)行うこと。なお、色校正の段階で文字校正が入る場合についても対応すること。
- (4) デザインに際し、フリー素材は使用しないこと。
- (5) 成果物等(第三者が著作権を有している各キャラクターのロゴデータ等に関する部分を除く。)の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (6) デザイン・構成等は作成過程で生じた変更、修正等に柔軟に対応すること。
- (7) 作成にあたっては、本市の条例・規則等を遵守し、本市にとって適正な成果物が作成されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。
- (8) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (9) 業務完了検査の結果、成果物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあることが発見されたときは、契約不適合責任として、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。